

テーマ：『自立支援協議会を自分たちのものにしていくために  
～自分たちとは誰？～』

目的：県と地域で自立支援協議会を運営してきて18年を経過した。

地域自立支援協議会は、それぞれの地域の特性を踏まえ運営してきたことにより、地域ごとに成果も課題もあるだろう。原点を振り返り、これからを考える機会としたい。

各地域の成果を県全体で共有し、取組みの推進を図ると同時に、地域ごとの課題を県自立支援協議会で把握・共有し後方支援する。

また、【自立支援協議会の運営】に焦点を当て、それに携わる行政、関係機関が協働するために互いにすべきことを確認し、円滑な協議会の運営を後押しすることを目指す。

第一部 シンポジウム 自立支援協議会の「基本のキ」を振り返る  
第二部 分科会 情報共有と協議

第1分科会 地域自立支援協議会の活性化に向けて

第2分科会 協議会で重要な協議と取組みの一つである障害福祉計画  
について

第3分科会 現在の課題について、自らの地域協議会で誰がどのようにど  
う解決していくか

地域協議会では相談支援専門員と行政が同じ目線で障害のある方々に日々関わり続け、その方にとって必要な支援を提供することが大切です。

自分たちとは障害のある方を中心にした関係者全てです。

自分たちを意識してこのフォーラムにご参加ください。



# 第1分科会

## 自立支援協議会の活性化に向けて

### タイトル:自立支援協議会の活性化に向けて

#### テーマ1

複数市町村による設置の協議会の事務局と市町村との連携が図れる仕組みの好事例

#### テーマ2

協議会機能を活性化に向けた、5つの機能(情報機能・調整機能・開発機能・教育機能・権利擁護機能・評価機能)が発揮された好事例

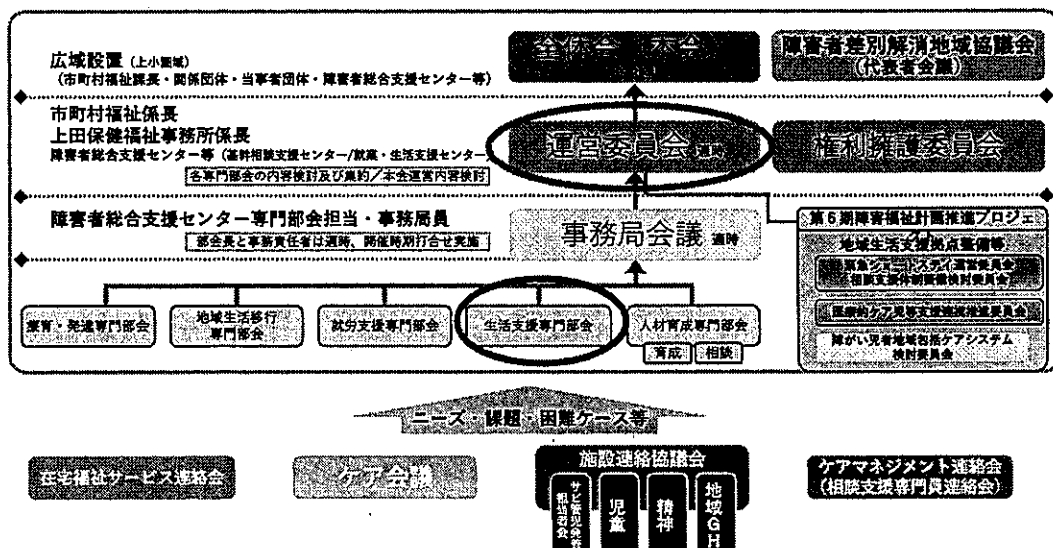
## 各圏域での実践好事例

- みんなで集まることが大切、地域ごとの特色  
ありますね。長野県は、各地でそれぞれの仕  
組みで協議会の活性化の工夫をしていますね。
- 行政との連携や、サービス調整のみでなく、小  
さな資源開発が無いとやってられなくなっ  
てしまいますよね。
- 小さくても成功体験ができるような流れになれば  
良いと思いますが、いかがでしょうか。

# 参考資料

## (導入編)を基に、みなさんの地域実践をお聞かせ下さい

【2022年度 上小圏域障がい者自立支援協議会組織図】



第6期障害福祉計画「圏域の特性・施策の方向性等」より、各専門部会の検討テーマを決定し運営しています。

- 緊急時支援台帳整備の推進と感染症対策にも対応できる地域生活支援拠点の機能強化を図ります。
- 地域包括エリアごとに協議検討を積み上げ、多職種及び地域住民の連携システムを構築します。
- 障がい児の緊急時支援体制や放課後及び長期休暇中の支援基盤(放課後等デイサービスなど)の整備と支援の質の向上を図ります。
- 医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図ります。
- 就労系事業所における情報共有ツールの普及に努め、一般就労希望者の支援と定着率向上を図ります。
- 地域移行支援の推進と同時に、共同生活援助等の夜間支援体制の充実を図ります。
- 療育支援の充実とともに、強度行動障害児者のサービス提供事業所の体制整備に向け協議の機会を作ります。
- 主任相談支援専門員の配置を促進するとともに、圏域内でのOJTの体制整備を図ります。

協議会及び各専門部会の検討テーマは「上小圏域障害者総合支援センター」ホームページに掲載されています。

主な検討課題(抜粋)  
(プロジェクト委員会として検討を進めているもの)

【緊急ショートステイ運営委員会・相談支援体制整備検討委員会】

- ・地域生活支援拠点の機能強化の推進(コロナ禍における運営評価と課題検討)
- ・地域定着支援体制及び自立生活援助による地域相談支援体制の推進
- ・指定相談支援事業所機能強化型の推進並びに共同支援体制整備の推進



【地域包括ケアシステム検討委員会】

- ・上小圏域内の地域ケア会議での課題の集約と共有による検討(運営委員会)
- ・他職種や地域住民含めた地域ケア会議の開催(介護保険移行期会議含む)
- ・児童含めたシステムの検討(各市町村ごと)
- ・居住支援協議体制の情報共有と検討



【医療的ケア児者等支援連携推進委員会】

- 医療的ケア児等総合相談窓口(圏域窓口)の更新と周知(パンフレット更新)
- 医療的ケア児の放課後・長期休暇支援体制の整備(基盤整備)の検討
- 医療的ケア児の緊急時支援も想定した登録支援台帳の更新
- 医療的ケア児等コーディネーター活動と課題整理
- 医療的ケア児への訪問看護等医療職の人材育成や連携体制システムの検討
- 医療的ケア児等のショートステイ利用ニーズの課題検討



# 医療的ケア児等支援連携推進委員会

◎令和3年度重点検討テーマ

【医療的ケア児の放課後・長期休暇支援体制の整備（基盤整備）の検討】  
 （福祉計画の推進：医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図ります。）

上小圏域医療的ケア児等総合支援事業実施要領の説明（当日資料）



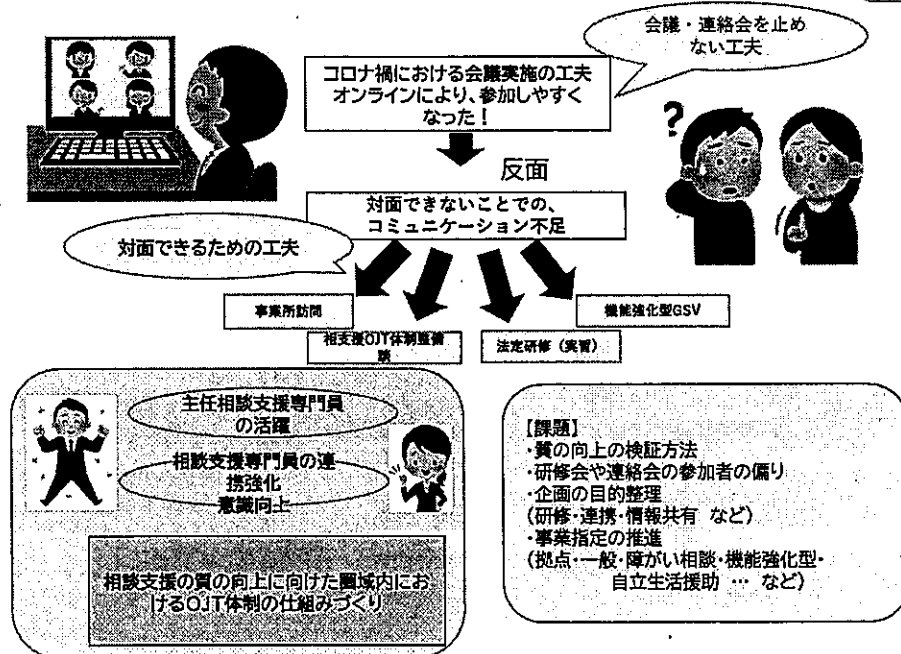
## 総合的な支援事業の実施

- (1) 事業所等における看護職員の配置
  - 「医療的ケア児等コーディネーター」の配置
  - ア 事業所等における医療的ケア児への医療的ケア等の実施
  - イ 医療的ケア児とその家族等への支援（相談支援・レスパイト・きょうだい支援等）
  - ウ 医療的ケアに従事する看護職員等への医療的ケア等支援者の育成
  - エ その他、関係市町村が必要と認めた事業
- (2) 事業所等への医療的ケア等を行う看護職員の派遣

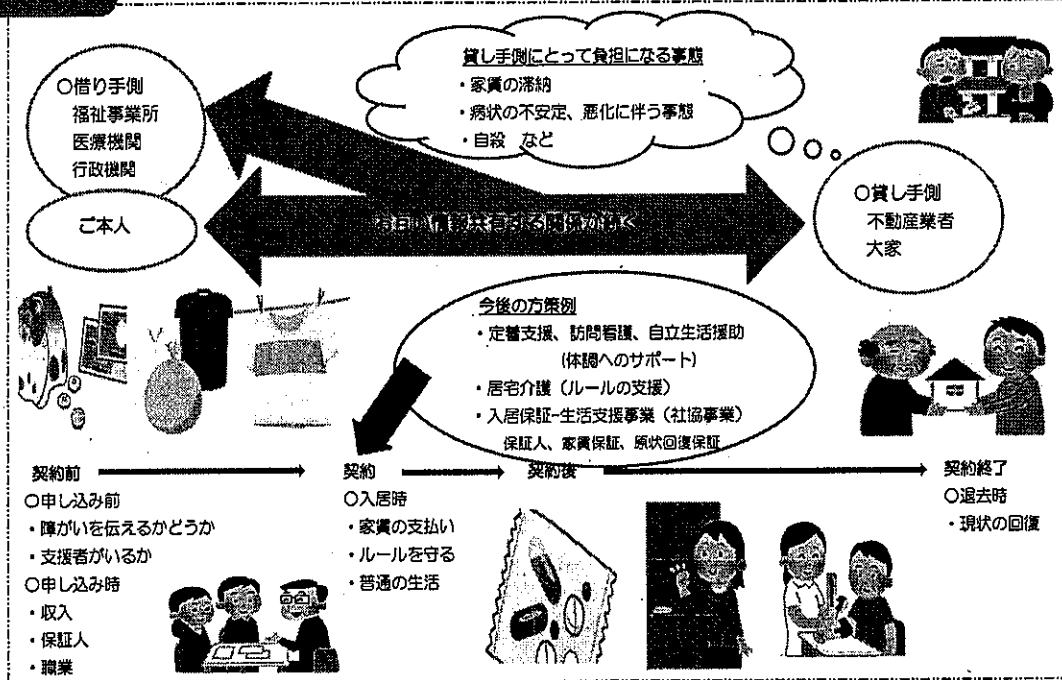
振興協会

## 上小圏域内の相談支援専門員の人材育成【研修・事業所訪問】

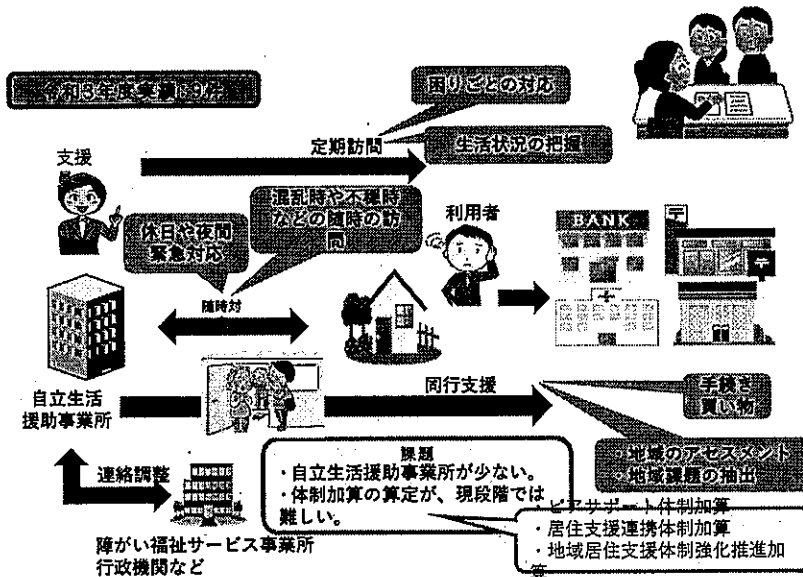
美地教育の基盤整備



気持ち良くアパート契約継続するために



自立生活援助実績の効果

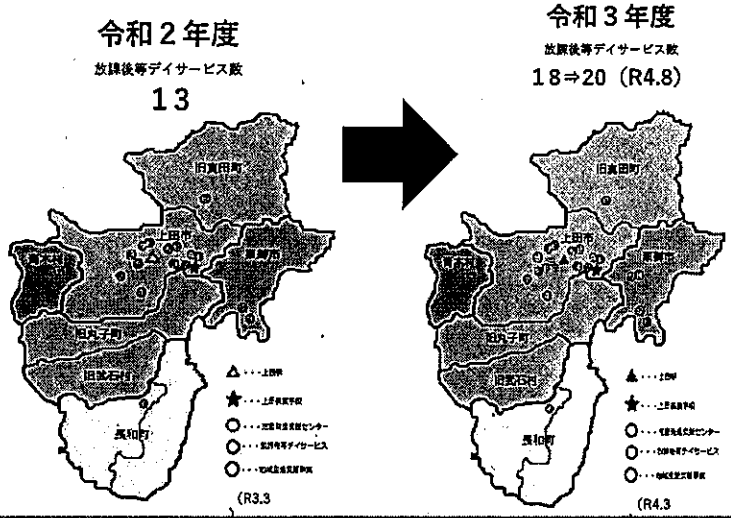






◆上小地域障害児関連施設基盤整備状況  
(放課後等デイサービス事業所数)

支援場所: 基盤整備  
と質の担保(学習会)



障がい児支援が、より身近な地域に放課後・長期休暇対応のサービス基盤の推進が進む中で、入居できる障害児相対支援が身近な地域で乏しい(住いっかない)現状がある。サービスの質の向上に向けては、年間所管計画に基づき、障害児支援センター主任の研修を打ち進めます (R4 医療的ケアCFアセスメント・発達心理・ペアレントトレーニング・発達障がい・発達支援の基盤・・・etc)

問5 障がい者を採用するに当たって一番支障になっている事情を教えてください。

就労部会  
情報収集と共有

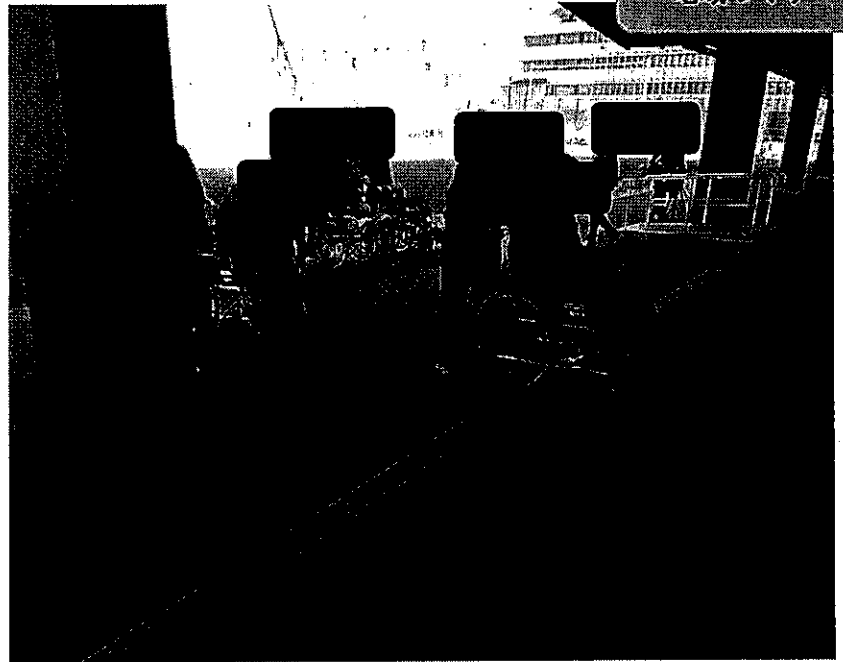
	A	B	C	D	E	F	その他	
1位	0	0	6	3	1	0	2	A 障がい者を雇用するイメージがわからない
2位	0	1	3	4	1	0	0	B 他の従業員が障がい者の雇用について理解を示してくれぬか不安だ
3位	2	2	0	2	2	0	0	C 会社内に障がい者に適切な仕事があるかわからない
								D 職場の安全面での配慮が適切にできるか不安だ
								E 本人の労働意欲や作業態度が心配だ
								F 障がい者雇用に興味がない

その他の内容

106	障害者施設と清掃・シーツ交換の委託契約を締結し、週5日作業をお願いしているため、その他に障害者にやってもらう仕事がない。
122	派遣先の受け入れ体制(要望)が出来ていない

## 南部地区総合防災訓練

- ◆事前学習会  
(南部自治連会長会)
- ◆総合防災訓練
  - ・車いす体験
  - ・疑似体験
    - ・避難誘導してみよう
    - ・避難所の受付で…
  - ・当事者の方から学ぶ
    - ・手話で話してみよう
    - ・盲導犬ユーザーへの配慮
    - ・どんなことが不安？
    - ・どう手伝ったらいい？
    - ・直接聞いて、話そう



**それぞれの圏域が、それぞれの  
地域事情にも考慮して、行政と  
相談センターとの官民協働での  
協議会を進めて来ている実情  
が窺えました。**

## 第2分科会

# 障害（児）福祉計画の進捗管理から 次期福祉計画策定までの仕組み

### 目的

- 県協議会のテーマや昨年度の県機能強化会議の取り組み（協議会を活用した障害（児）福祉計画のPDCAサイクルの推進）から、PDCAサイクルを基とした、実行性のある福祉計画の策定、目標達成に向けた協議会の取り組みや進捗管理・評価などが機能しているか改めて確認する機会とする。
- 地域課題も反映された「実効性のある福祉計画の策定と推進」のため、第6期・第2期障害（児）福祉計画の達成に向けた進捗管理や評価の様子を共有し、評価・反省に基づいた次期障害（児）福祉計画の策定がより推進されるよう福祉計画策定に関わる関係者の理解を深める機会とする。

## ① 事例報告

○（自立支援）協議会を活用し、障害（児）福祉計画の進捗管理に取り組んでいる各圏域の様子を「事例報告」いただいた。

○福祉計画の進捗管理が協議会活動にうまくリンクさせられていなかった反省から他圏域の取り組みを参考に昨年度から取り組み始めた。

○福祉計画の成果目標等を達成するための取り組みを協議会の各部会活動に反映させ、取り組んでいる。

○年度中間や年度末に「どこまで取り組んでいるか」「次年度でどのような取り組みをするか」など、年1～2回程度「進捗管理表」を用いて「可視化」しながら確認している。

## ② 意見交換・情報提供

○参加されていた皆さんから質問も含め感想をお聞きした。特に福祉計画策定に直接関わる市町村の皆さんから質問や感想をお聞きする良い機会となった。

○協議会のなかで確認された圏域（地域）の課題を、次期福祉計画の成果目標等に反映した「画一的でない地域のニーズを踏まえた障害（児）福祉計画」を策定し、進捗管理してゆくことが「その地域に暮らす障がいのある人達に根差した地域づくり」に繋がる大切な事ではないか。などの感想が聞かれた。

○第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に関する国の資料について情報提供を行った。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画  
の計画期間等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課



## 第3分科会

# 支援が困難とされる 強度行動障害・医療的ケアが 必要とされる方の支援 について地域で考える

### 誰が何に困っているのでしょうか？【現状課題】

- 支援が困難⇒専門的支援が必要である（技術・教育）
- 支援をするためにハードを整える必要がある（整備・投資）
- 本人の意思が把握できていない。（意思決定支援）
- 本人が希望することと家族が希望することに乖離がある。（調整）
- 関係機関（医療関係・学校・行政等）との調整ができていない。（連携）

様々な場面で様々な課題があるため、この方々にサービスを提供する優先順位が低い傾向にある。

住んでいる地域で支えられない状況が生じている。

# 何をどう考える？

【課題整理】

- ・ 支援スキルの問題か、制度の問題か？
- ・ これは医療との連携に何か課題があるのではないか？  
(精神科、小児科病院、入所施設、児童施設からの地域移行)
- そもそも相談支援はうまく機能しているか？

受け入れ施設が無い 施設に丸投げしたい  
家族の強い要望で入所 遠方の病院・事業所利用

## 強度行動障害、医療的ケアが必要な方々をどう支えるか？

施設や病院からの地域移行もすすみ、地域生活支援の視点を基本に、可能な限り生まれた地域で家族と暮らすことを前提として生活を組み立てるようになっている。

施設入所支援やGHを利用する方について、原則は

相談支援のアセスメントから始まり、  
初期は短期的なレスパイトを軸に生活を組み立て家族を支え、  
中長期的にご本人と家族の意思を踏まえて、  
地域生活のプランを組み立てる。  
モニタリングの継続



## これからどうしようか。何ができるか？

ご本人の意思をくみ取らない支援をしていると、二次障がいが生じてしまったりする。またレスパイトの目的だけで受け入れているとご本人の意思を確認しながらのアセスメントを取ることも忘れてしまう。施設に預けることで終わっていないだろうか

医ケアが必要な方の中には、家族も含めて意思を明確に発信する方もいれば、自ら動ける方もいるので必要な医療だけを提供する程度ではご本人は満足も納得もできないことが多い。

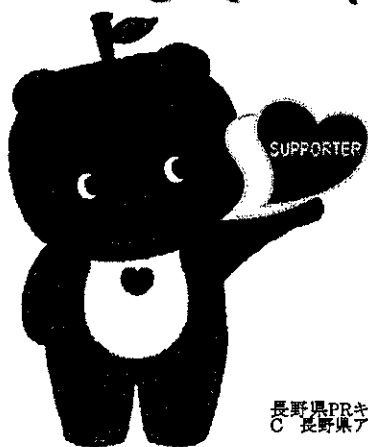
病院・施設ではなく、家族、友だちや知り合いがいるところで普段の生活ができることは当然の希望で、可能な限り応援したいところです。



# 令和4年度 長野県自立支援協議会フォーラム

(長野県障がい者相談支援体制等機能強化会議)

テーマ  
『自立支援協議会を自分たちのものにしていくために（自分たちとは誰？）』



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
© 長野県アルクマ

長野県自立支援協議会 運営委員会



しあわせ信州

## 長野県自立支援協議会フォーラムについて

### ○経過:

・(地域及び県)自立支援協議会の機能強化を目的に  
平成25～年1回県自立支援協議会事務局が開催

### ○主な内容:

#### ・シンポジウム

H26:「自立支援協議会の今」

～成果… ここまで来ました！ そして明日から…～

H27:「総合支援センターから基幹相談支援センターへ」

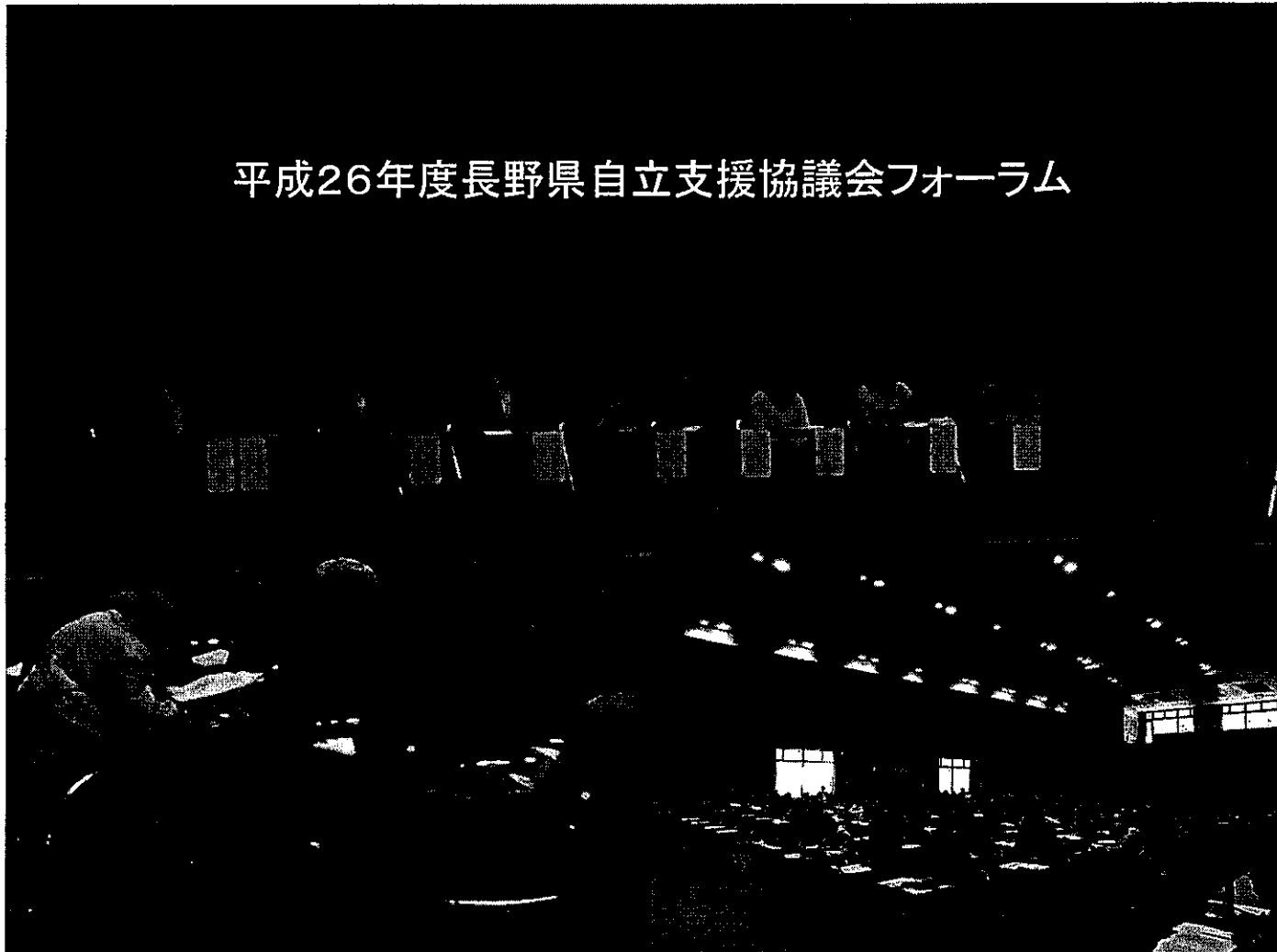
～この10年を振り返り、今後の果たすべき機能を考えよう～

#### ・分科会

H26:①相談②くらし③働く④日中活動⑤地域移行⑥こども⑦権利

H27:①人材育成②地域移行・定着③協議会運営④地域生活拠点

平成26年度長野県自立支援協議会フォーラム



平成27年度長野県自立支援協議会フォーラム



# (地域自立支援)協議会の説明

みなさんは、どのように、協議会の説明をしますか？

・・・平成18年4月に施行された障害者自立支援法において地域福祉の推進のために関係者のネットワーク作りを主として都道府県と市町村に位置づけられたもの。・・・。

## 市町村(地域自立支援)協議会の 法定化後の目的・機能等

- ・障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

(まさに福祉計画の地域課題をPDCAサイクルに！)

- ・取組を地域の実情に応じて進めていく必要がある旨や、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化を図る必要がある旨が、通知により明確化されている。

(障害者権利条約に向けた権利擁護機能：虐待防止研修の義務化)

# 市町村(地域自立支援)協議会の 法定化後の目的・機能等

- ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価
- ・ 相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等における、個別事例の支援のあり方についての協議  
【個別課題から地域課題への転換と課題解決へ】(協議会へ守秘義務の検討)
- ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の検討  
【モニタリング検証・実地指導＝ケアマネジメント全体の検証(相談支援の質の向上)】
- ・ 地域移行支援・定着支援・自立生活援助を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や居住支援体制の構築、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化

## 各地の(自立支援)の状況

～大切にしていること～

～協議会の状況など～

少し、運営委員から、  
ご発言頂きましょう

# 『自立支援協議会とは？』

## 長野市の、自立支援協議会の 実践から見える景色



長野県自立支援協議会  
運営委員(療育部会長) 熊谷 恵子 氏

# 『自立支援協議会とは？』

## 飯伊圏域の、自立支援協議会へ の参画から見える景色



長野県自立支援協議会  
運営委員(権利擁護部会長) 勝又 小百合 氏

## 協議会の課題

福祉・医療・保健・教育・就労等が相互に連携を取りながら、地域での支えるシステムを作っていく。

そして市町村がその要になっていくことが協議会である。このことは当たり前のことでもあり、従来から取り組んできたことでもある。

しかし、上記の分野にはそれぞれ踏み越えることのできない縦割り構造のなかで、連携をとだれもが思いながら、連携が進展していない地域が少なくない。そのような状況を喫緊の課題として体感している関係者が存在しているところに協議会の先駆的活動が増えてきている。

東洋大学社会学部 高山直樹 氏

## 協議会の形骸化(協議会は生もの！)

- ・協議会は、何のための誰のための協議会かということがポイントとなる。
- ・協議会を運営・構成に関しては、結局これまでの既存の障がい者団体など、代表者の集まりで、形を作っていく、他の協議会と同じメンバーであったりすることが少なくない。また構成メンバーが多くなればなるほど、実質的な協議が難しくなっていくという実態がある。
- ・各地の協議会の実情を見渡すと、形式的な会議に終始し成果を生み出すことが出来ない「形骸化」や、取り組みの進む地域とそうでない地域の「二極化」等の課題が生じている。

東洋大学社会学部 高山直樹 氏



# 協議会の阻害要因

- ・協議会の機能を阻害する要因として「個別支援会議が開かれていない、開かれていたとしてもサービスの利用調整のみに終始している」「一部の事業者が利用者を抱え込み協議会に非協力的(事業者にモチベーションがない、相互の信頼関係、協力関係がない)」
- ・「構成員が協議会を要求交渉の場と捉えたり、新たな社会資源の創出をあきらめ評論家的になっている」
- ・「行政が自立支援協議会のイメージができず消極的な姿勢となっている」「協議会で協議すべき項目、論点が明確にできず、中・長期目標が設定されない」
- ・実りある協議が得られにくく、そこに出席している委員をはじめ、運営している行政等の事務局が形式のみの仕事に終始している地域があることも多い。

東洋大学社会学部 高山直樹 氏

## 「地域支援と自立支援協議会」の役割

- ・「入所施設からの地域生活移行」「就労に向けての本格的な取り組み」「発達障害のある子どもたちの支援システム構築」の実現のためには、障がいのある人を中心に据え、地域の関係者が、「どうする？」「どうする？」と日常的に集まっている。
- ・つまりは、「個別支援会議」、そのエンジンとなる「相談支援体制」の風景がある。』こうした「個別支援会議」から提起される「地域の抱える課題や取り組むべき宿題」を地域の関係者で協議する仕組み、つまりは、「自立支援協議会」が形骸化せずに動き続けている営みが大切である。

日本相談支援専門員協会顧問 福岡 寿 氏

# 協議会(地域自立支援協議会)とは

- ・「簡単にいうと、障害のある人もない人もどうすれば、地域で暮らし続けられるか、ということをしていろいろな立場の人が集まって、真剣に論議していく場である。そこで出てきた課題について、どう解決していくかを模索していく仕組みである。」
- ・共通の目的を持つ
- ・情報共有し、具体的に協働する
- ・地域の関係者によるネットワークを構築する
- ・縦割り行政への提言
- ・障がいのある人の生活を基盤、基準として社会変革

西宮市地域 自立支援協議会運営委員会会長 玉木幸則 氏

## 地域自立支援協議会を運営していくポイント

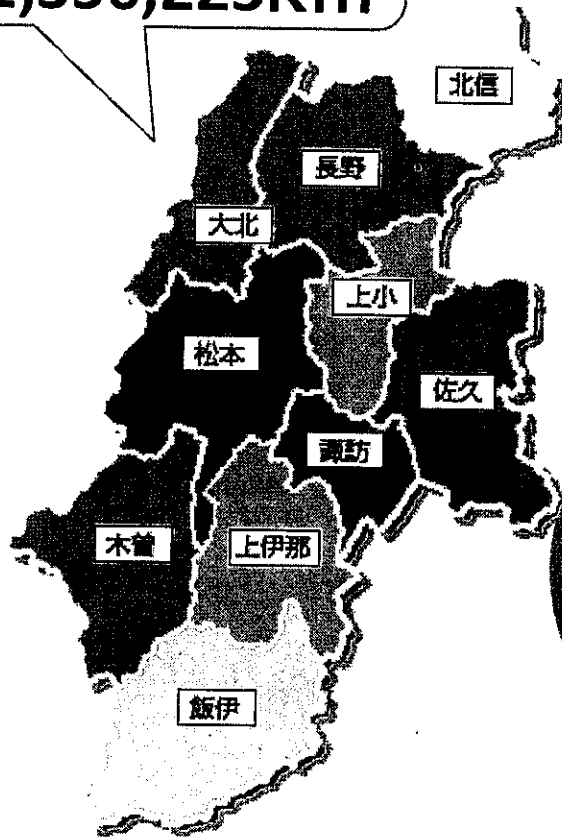
- ・ 共通の目的を持つ  
法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」
- ・ 情報の共有  
地域の実態や課題等を把握するためにも、個別支援会議を地域自立支援協議会の原点として位置づける
- ・ 具体的に協働する  
自分の所では何ができるのか、一步でも前進しようというスタンスで協働していく
- ・ 地域の関係者によるネットワークを構築する  
保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種協働  
官と民の協働

ネットワークは誰のもの(障がい者やその家族のためのもの)

○面積：  
1,356,223km<sup>2</sup>

# 長野県について

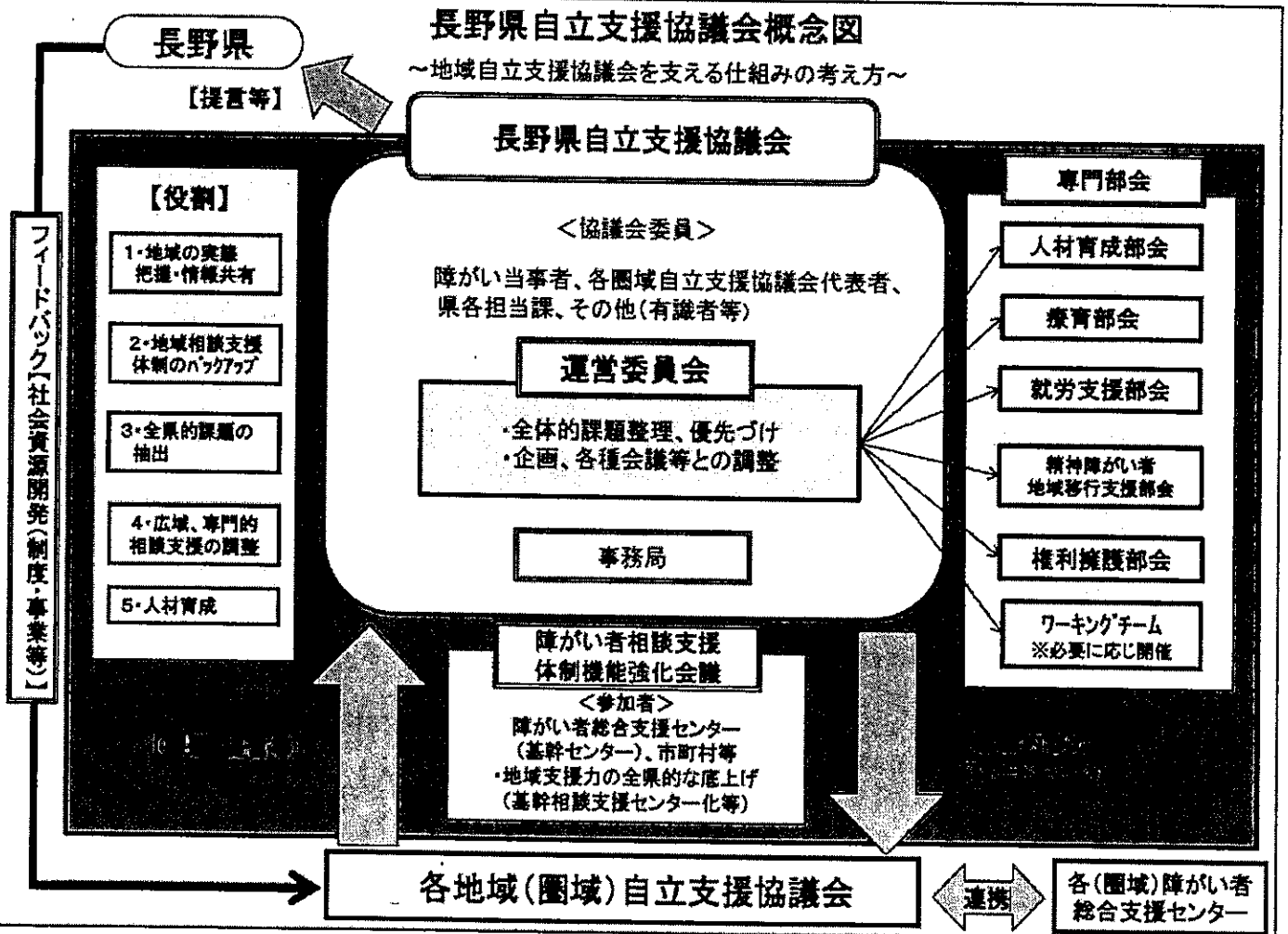
○市町村数：77  
(市19 町23 村35)



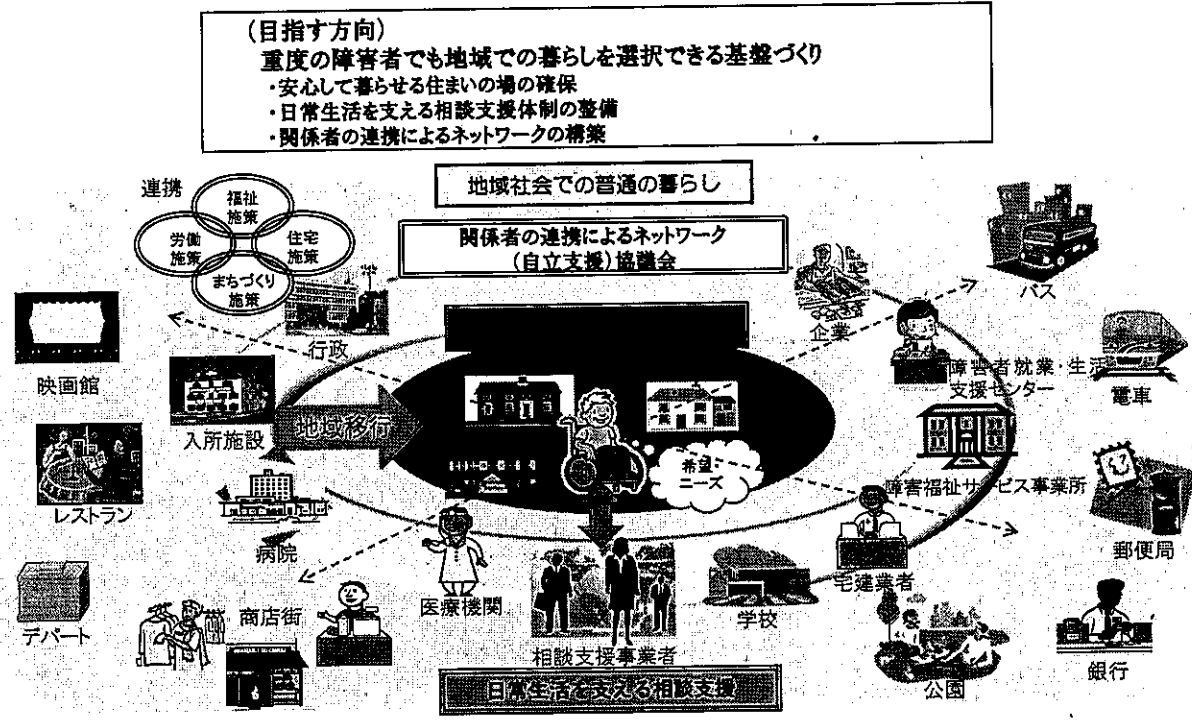
県内8つの障害保健  
福祉圏域と中核市並  
びに隣接市町村での  
協議会設置  
(19協議会)

## 長野県自立支援協議会概念図

～地域自立支援協議会を支える仕組みの考え方～



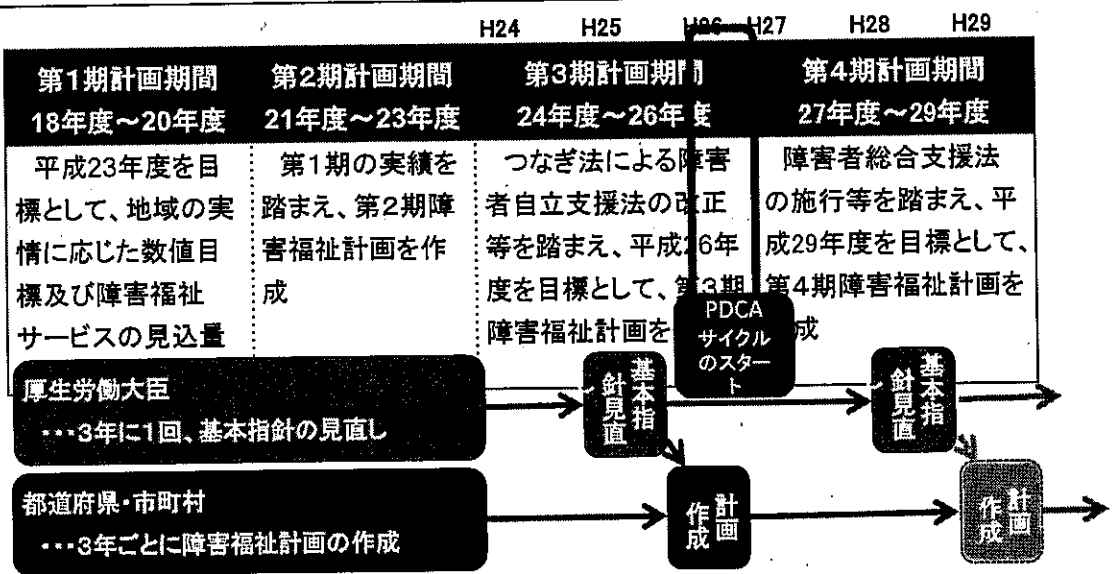
# 障害のある人が普通に暮らせる地域づくり



## 第4期障害福祉計画から協議会の機能強化

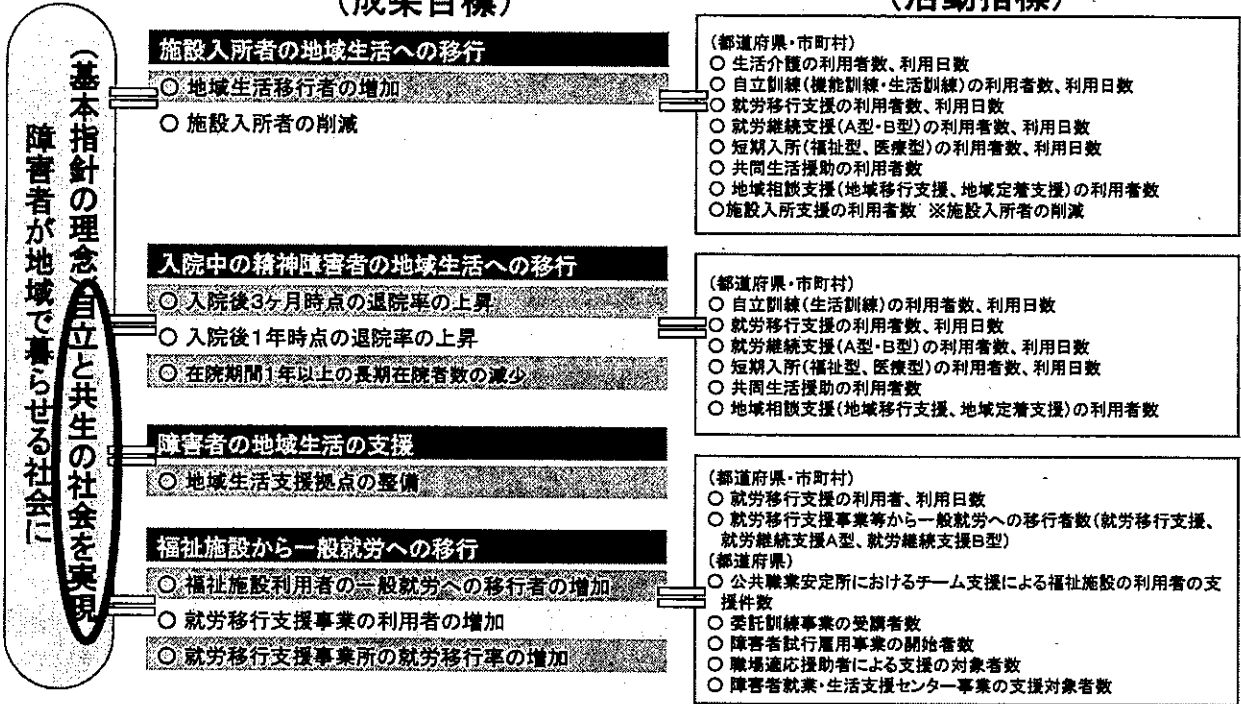
### 障害福祉計画と基本指針

○ 基本指針(厚生労働大臣)では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。



# 成果目標と活動指標の関係 (成果目標)

# (活動指標)

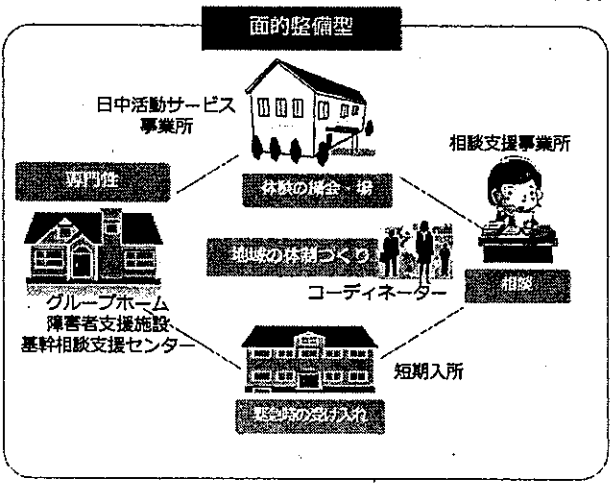
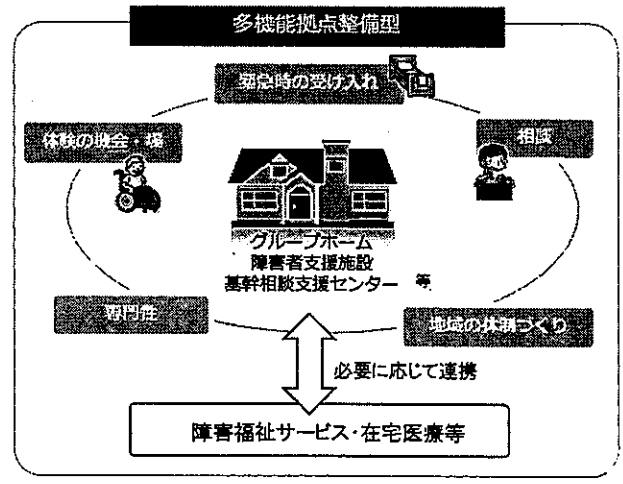


## 地域生活支援拠点等の整備手法

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

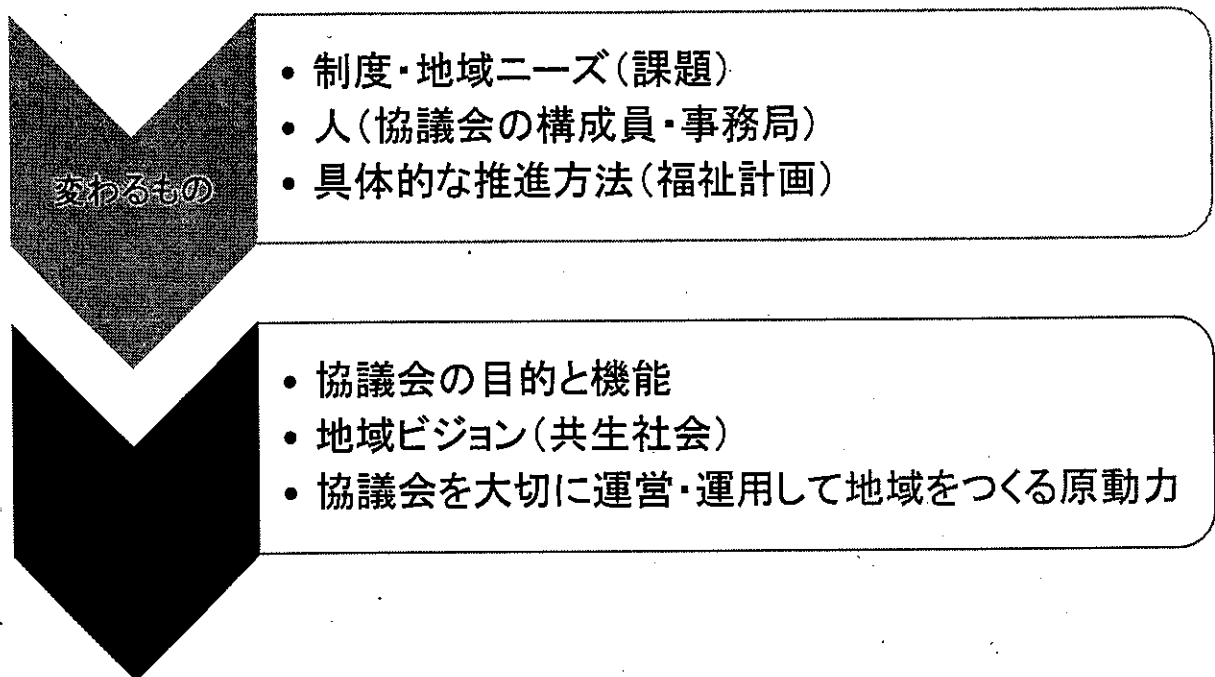


ご参加頂いた皆様の地域の協議会は、  
今どうなっているでしょうか？

# 自立支援協議会機能のアセスメント

情報機能	困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信	情報発信とコミュニケーション
調整機能	地域の関係機関によるネットワーク構築 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整	多職種連携システム
開発機能	地域の社会資源の開発、改善	開発経過の共有と評価
教育機能	構成員の資質向上の場として活用	協議会研修 地域OJT
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みを展開する	虐待防止 差別解消
評価機能	公平性を確保する観点から、委託相手が その役割を担っている	委託・基幹評価 計画評価 (モニタリング検証)

## 変わるもの・変わらないもの



# この後の、分科会テーマ

第1分科会「自立支援協議会の活性化に向けて」

第2分科会「福祉計画の進捗管理から次期計画策定までの仕組み」

第3分科会「強度行動障がい、医療的ケアを必要とする  
方々の支援」

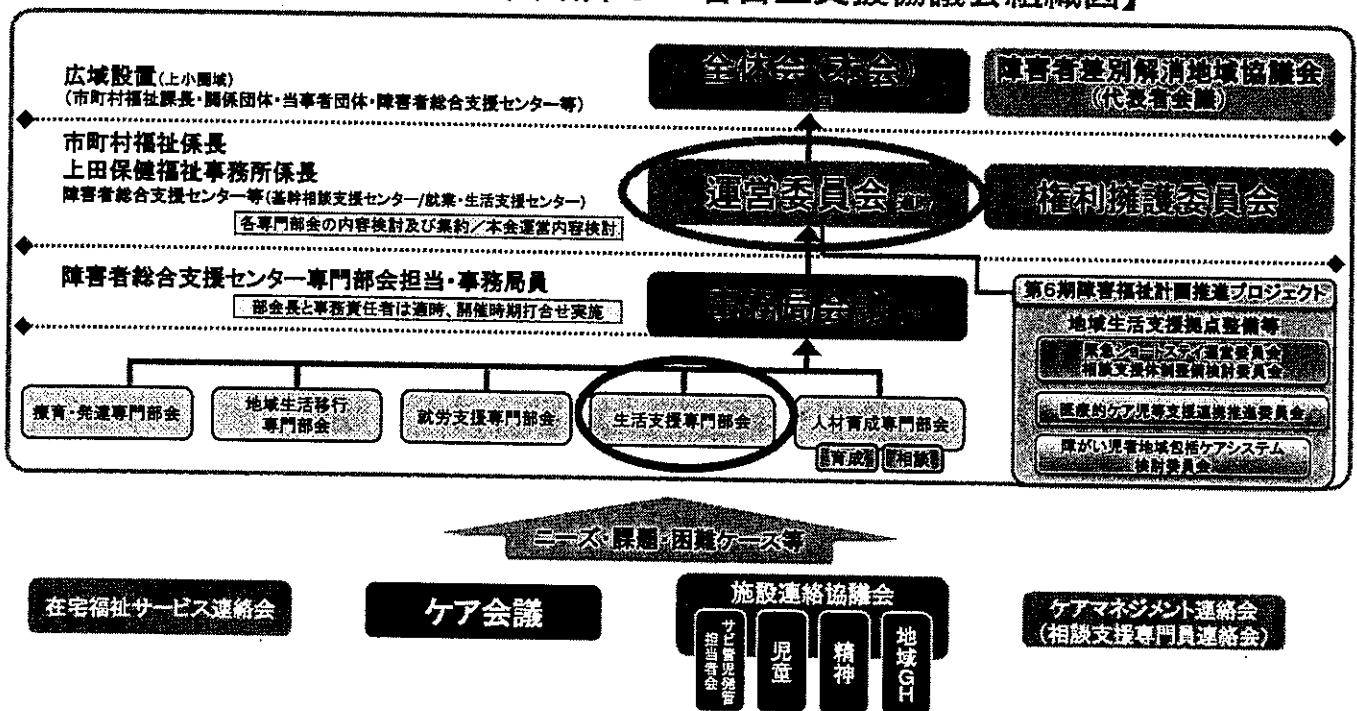




# 上小圏域障がい者自立支援協議会

上小圏域基幹相談支援センター  
主任相談支援専門員 伊藤 文彬

【2022年度 上小圏域障がい者自立支援協議会組織図】



# (重度障がい者)強度行動障害の上小圏域での受け入れの検討

## 資源開発経過

### 協議会運営委員会

(市町村・基幹)

⇒本会へ提案

信濃学園の加齢児の受入の検討

同時に、圏域内利用者の受入の仕組み作り(重度包括支援の研究とあり方を行政と検討)

### 施設整備への社会福祉法人の協力

重度障がい者用のグループホーム建設と支援者体制の整備

(背景)特別支援学校内でマンツーマンもしくは2人教諭対応の卒業後の進路が無く、日中の行動援護(時にダブル体制)で、支援場所を借りての支援の限界を感じていた。

### 重度包括支援プランと支援開始

ひな形ルールは、行政と基幹とで示し、支給決定

モニタリングは、相談支援ではなくサービス管理責任者による毎月モニタリング(定期的な情報共有を相談支援が担う)

年1回の支援評価会議を運営委員会を実施ルールとした。

## 重度包括支援とは

- 重度障害者等包括支援は常に介護が必要な方の中で特に介護の必要性が高い方に対して提供される障害福祉サービスです。このサービスでは、様々な支援を組み合わせサービスを受けることができ、安心して地域生活を送る様にすることを目指しています。

1. 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次

のいずれかに該当する方

I類 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(I類型)  
→筋ジストロフィー、脊椎損傷、ALS(筋萎縮性側索硬化症)、遷延性意識障害等

II類 最重度知的障害者(II類型)

→重症心身障害者等

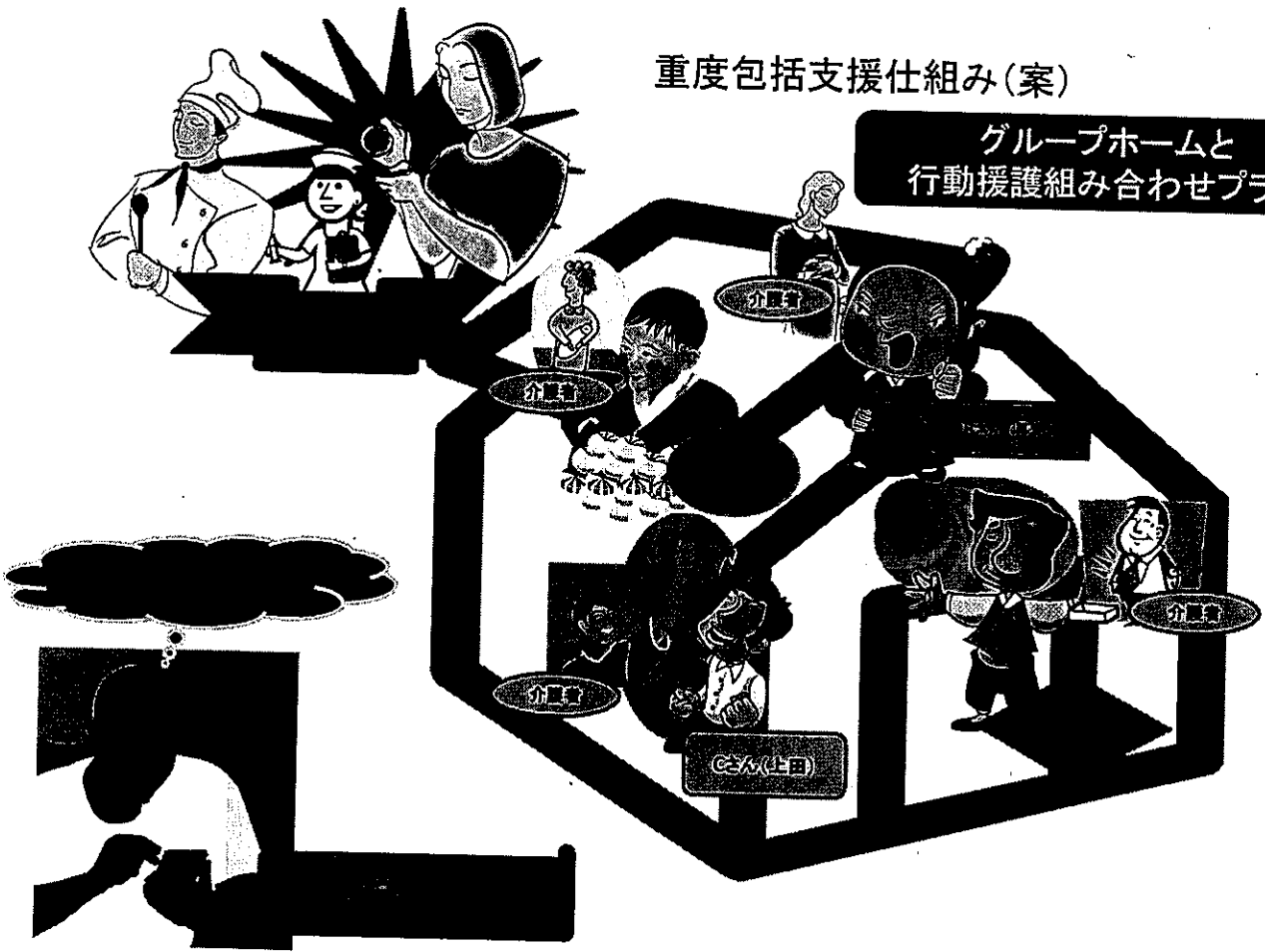
2. 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である方(III類型)→強度行動障害等

### ◆II類型

1. 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
2. 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
3. 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれかにチェックされていること)
4. 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定
5. 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

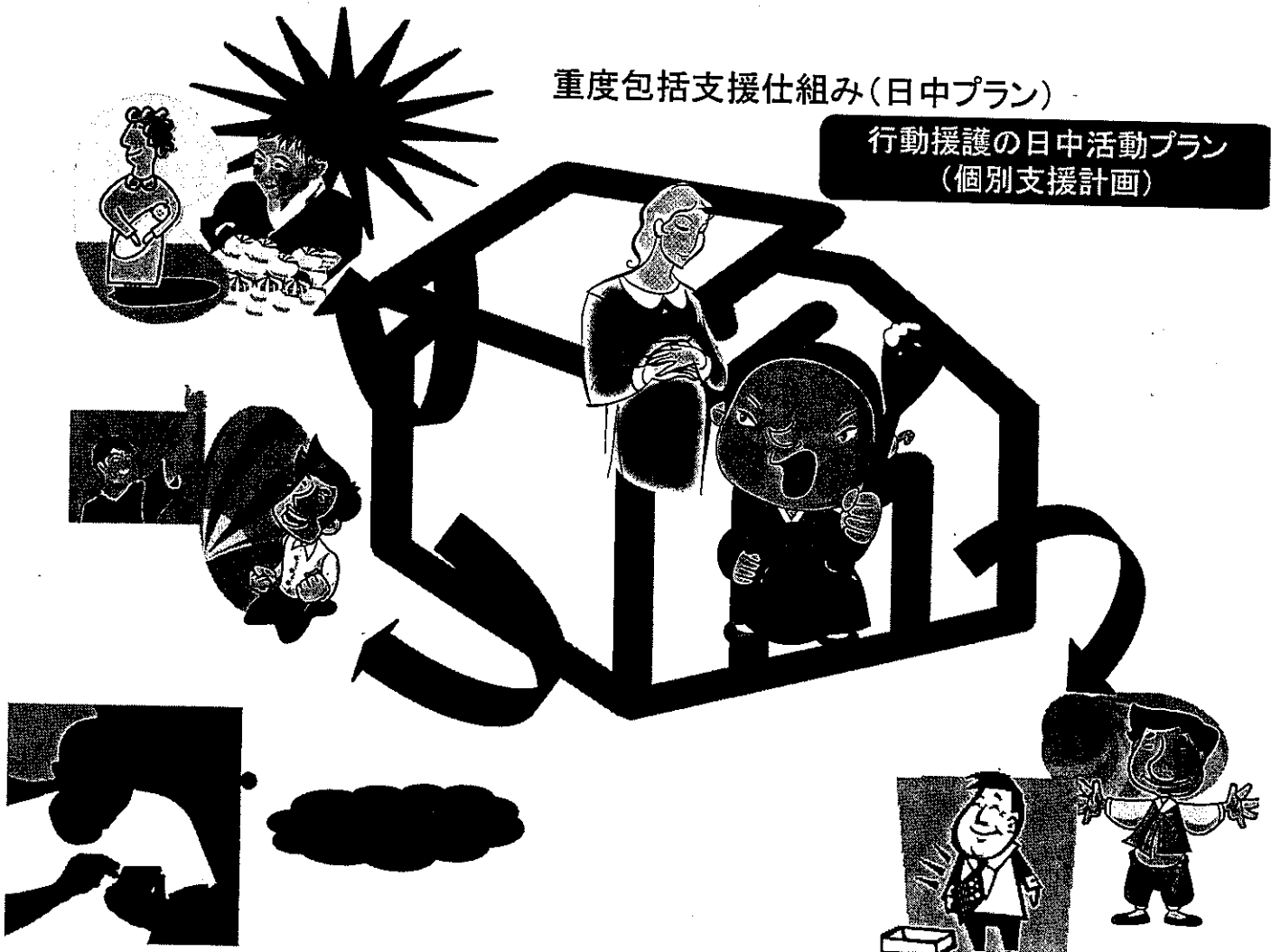
重度包括支援仕組み(案)

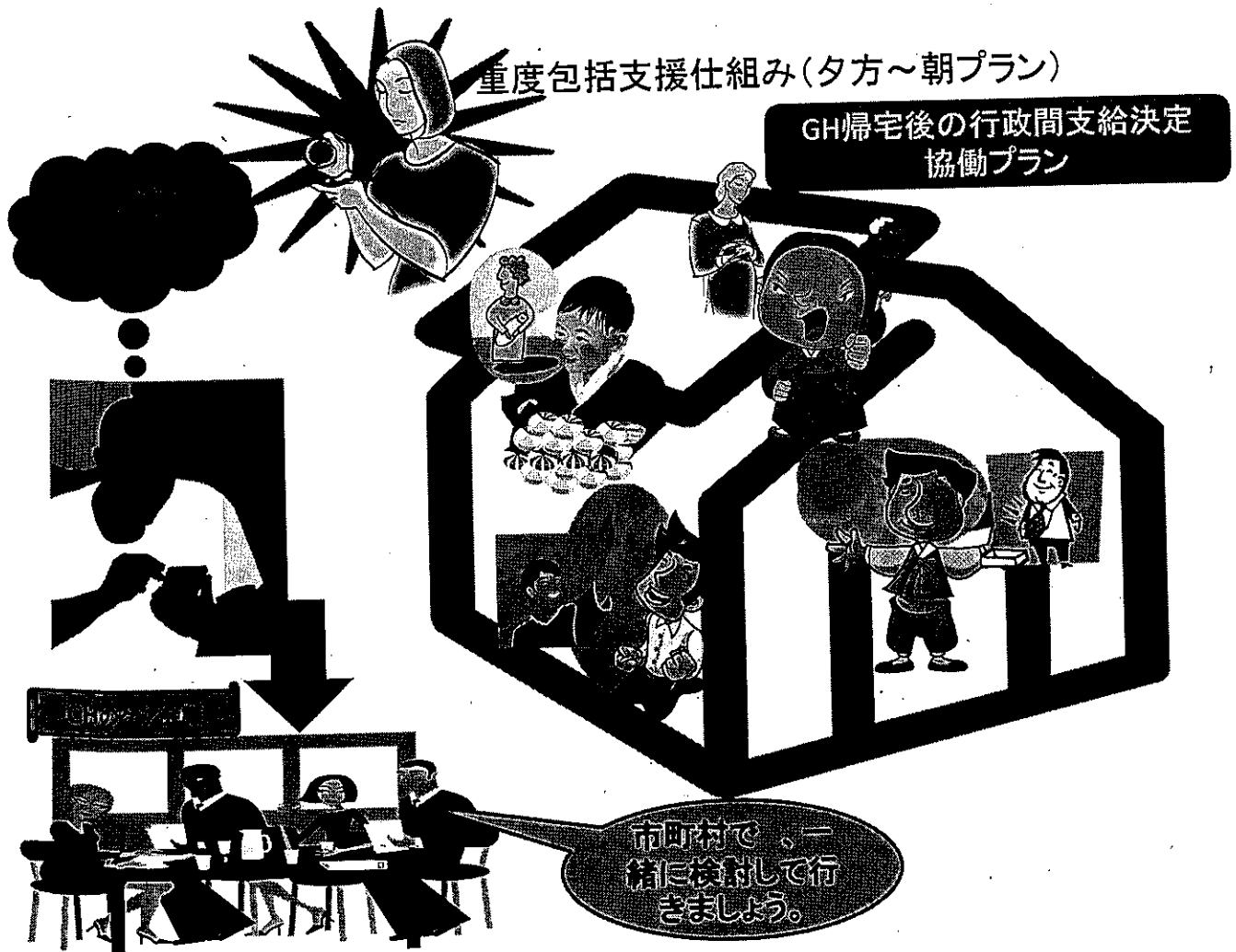
グループホームと  
行動援護組み合わせプラン



重度包括支援仕組み(日中プラン)

行動援護の日中活動プラン  
(個別支援計画)





## 上小圏域内研修会の実施

上小圏域の自立支援協議会「生活支援部会」の中でH29年度より研修会を実施。

・H29年度

講師 宮下 智氏(明星会総園長)

講演「本当の気持ちに出会うとき」

「事例検討会」(2回シリーズ)

・H30年度

講師 飯島 尚高氏(NPO法人たんと理事長)

「事例検討会」(3回シリーズ)

・R元年度

講師 日詰 正文氏(国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」事業企画局研究部長)

講演「強度行動障がい児・者支援の基礎研修」

講師 飯島 尚高氏(NPO法人たんと理事長)

「職員間の意識の統一、対応方法の統一に向けて」(3回シリーズ)

# 評価と圏域の動き

事例1. 単年での大きな効果ではなく、一定の環境固定と支援者や日課が分かりやすくルーティン化する中で、徐々に落ち着きを示され、女性スタッフと国道を歩き、7イレブンで飲み物を買う。

事例2. 保護着での行動制限から、環境や支援者・日課に慣れていく中で、普通の衣類で生活が出来るようになる。

※2～3年の支援機関での、ご本人の生活が取り戻されていく経過を、評価会議で映像やプラン説明から専門的な支援状況を確認し合うことが出来た。

圏域評価. 実践報告(評価会議)を圏域内研修に位置付け、結果地域の行動障害の児童の受け入れ準備と、新たな法人での重度包括支援環境と支援体制を整えていくことが、ケースを通じて圏域内の他市町村でも共有することに繋がっている。

## 上小圏域継続学習会について

「上小圏域内重度障害者等包括支援 支援状況報告会」  
・樫の木福祉会、かりがね福祉会の実践報告の聴講

「上小圏域強度行動障がい児・者支援者研修会」

- ・上田養護学校事例報告
- ・上田養護学校現状報告
- ・グループワーク

①主任、サビ管グループ「圏域内の行動障がいのある利用者の受け皿作りをどう進めていくか？」

②管理者以外の支援員グループ「普段の支援の振り返りと他事業所職員との情報共有」

それでも、まだ圏域全体への受入  
資源を確立していくためには、引き  
続きの検証・検討と事業所の協力が  
必要であると考えています。